

明治聖德記念學會紀要

第九卷

研究

「神道」と云ふ語の用例に就きて

星野日子四郎

從來記念學會の同人相寄りこれまで取り調べた所に據れば、「神道」といふ語は我邦に於て左の三種の場合に用ひられて居ると思ひます。今古書中より其數例を摘錄します。

〔第一〕 佛法と對立若くは聯關の時

(一) 日本書紀 卷二十一

橘豐日天皇○用明天皇。中略信佛法、尊神道。

(二) 日本書紀 卷二十五

天萬豐日天皇○孝德天皇。中略尊佛法、輕神道。

「神道」を云ふ語の用例に就きて
天萬豐日天皇○孝德天皇。尊佛法、輕神道。割生國魂社
樹之類是也

(三) 類聚國史 卷百八十

天長六年三月○庚辰朝乙未○十日若狹國比古神以和朝臣宅繼爲神主。宅繼辭云。據檢古記。養老年中疫癟屢發。病死者衆。水旱無時。年穀不稔。宅繼曾祖赤麻呂歸心佛道。練身深山。大神感之。化人語宣。此地是我住處。我稟神身。苦惱甚深。思歸依佛法以免神道。無果斯願致災害耳。汝能爲吾修行者。赤麻呂即建道場造佛像。號曰神願寺。爲大神修行。厥後年穀豐登。人無夭死。云云。

(四) 日本三代實錄 卷三

貞觀元年八月二十八日辛亥。依十禪師傳燈大法師位惠亮表請。始置延曆寺年分度者二人。其一人爲賀茂神。可試大安樂經。加試法華經金光明經。一人爲春日神。可試維摩詰所說經。加試法華經金光明經。表曰。惠亮言。皇覺導物。且實且權。大士垂迹。或王或神。故能聖王治國。必賴神明之冥助。神道剪累。只憑調御之慧刃。伏惟。金輪陛下。乘六牙而降神迹。逮九歲而登九五。受佛付囑。轉大法輪。法門餘慶。還在于今歟。可謂維摩不二之典。盛演佛境不思之氣。高貴四德之教。寬談佛性常住之旨。竝斯如來護國利人之門。不可一廢者也。是以惠亮等。以去嘉祥三年八月五日。陛下在東宮日。經啓所願已畢。頃年殊垂恩寵。每降誕日。賜度于今八年。伏冀。天慈幸降恩勅。不改素願。永歲三月下旬。於比叡山西塔寶幢院。將試度之。然後準弘仁十四年官符。令受大戒。其受戒之後。依先師。式十二年不出山門。一日不闕。長講伴經。利益名神。奉護聖朝。惠亮等師資相承。修此佛業。盡未來際。擁護國家。但伴人等。得業以

後、僧中諸事、準天台真言等宗、一同用之。然則開闢以來仙靈、開覺性而遊妙覺、我朝以後聖王、進醍醐而保常樂、非只諸神歲々增威、亦乃群生日々長福、持茲大善、集我皇朝。伏願長御紫宸、大敷玄德、壽固群岳、恩深四溟。次則資薰田邑聖靈、四流高謝、五智圓顯、龍天順風雨之期、率土樂昇平之化。然後堅第三界、橫被四生、永謝迷津、超昇覺道。

(五) 繼日本後紀 卷五

承和三年十一月丙寅朔、勅護持神道[◎]、不知一乘之力、轉禍作福、亦憑修善之功。宜遣五畿七道僧各一口、每國內名神社、令讀法華經一部、國司檢校、務存潔信、必期靈驗。

(六) 扶桑略記 第二十九卷

康平八年○治曆元年五月廿一日、今日台嶽僧侶等、群集寶茂社、爲祈雨轉讀仁王經。爰有小蛇、於寶殿前吐出水氣、不經時刻、兩脚少降。依理運之災、雖遍不灑郡縣、佛法之威力、神道之冥感誠以揭焉。

(七) 扶桑略記 第三十卷

延久五年四月廿七日庚子○甲戌朔、上皇○後三條作祭文、被奉三井寺新羅神社。其詞曰、維延久五年、歲次癸丑四月丁巳○甲戌常作朔、廿七日庚子爾、掛毛畏支新羅乃大神乃廣前爾、太上法皇恐美恐美毛申給停止申。去年乃冬乃比利興心神達例天、今茲三月以來、殊以不豫利。卜筮乃所告、其祟利區分禮、祈請乃所及、其數且千奈利。然而徒送居諸天、未得平復須。抑始謝璽劍天、永久萬乘之尊遠道禮、今剃鬚髮天、偏爾三歸之道爾。

「神道」云ふ語の用例に就きて

「神道」云ふ語の用例に就きて

入利。唯無爲之恩違抽天、專遐齡之謀違企多利。遁世之身、出家之人波、何厄加不消除真、何病加不平癒真。

抑在位之昔、理政之時爾、智證大師乃門跡爾、旁有所申支。或依坐主事天、致怨望志、或依戒壇事天、成訴訟支。然而皆有其故天、自然相違世利。但於彼遺教天非不歸依須。或開二會之講筵天、囑其門跡之、或排

一區之伽藍天、永置阿閣梨計里。今臨此病事天、又仰被教法久、二事乃違背世留機緣乃未到奈。

彼佛法爾、忝顯神道太利、遠涉溟海天、永赴日域計梨。縱雖神靈之咎徵毛、謝咎八寸留神之所宥奈。縱雖理運之厄

會毛、轉厄八寸留神之所掌奈。因茲雖未預官幣毛、若致效驗貞良波、新奏公家、永致禮奠卒。除宿恙於不日支、

拂沈疴於一時半古止波、大神乃厚顧廣助爾可有支物奈利所念給天奈。故是吉日良辰選擇定天、禮代乃御幣達令捧

持天、奉出給布。掛毛畏支大神、此狀遠平久安久聞食天、霧露忽晴禮、風塵永靜天、身體安穩爾、壽命久遠爾之

常磐堅磐爾夜守日守爾護幸給反恐美恐美毛申給止申。禁文已上。

(八) 本朝文粹

卷十三

「淨妙寺塔供養呪願」

○上 木幡古墳、草創新寺、忽飾神道、爰開佛庭。○下

寛弘四年十二月二日

江以言

(九) 本朝文粹

卷十三

「賽菅丞相廟願文」

慶保胤

○上嗟呼花言綺語之遊、何益神道。希有難解之法、可期佛身。當此時也。一神有慶、衆生賴之、功德無邊。普及一切、敬白。

寛和二年七月二十日

〔第一〕特別に我固有の神道を指す際

(一) 日本書記 卷二十五

大化三年四月壬午詔曰惟神○下
○惟神者謂諸神道亦自有神道也。我子應治故寄略。

(二) 繼日本紀 卷三十七

延暦元年七月庚戌右大臣已下參議已上共奏備、頃者災異荐臻妖徵並見、仍命龜筮、占求其由、神祇官陰陽察竝言、雖國家恆祀依例奠幣、而天下縞素、吉凶混雜、因茲伊勢大神及諸神社悉皆爲祟。如不除凶就吉、恐致聖體不豫歟。而陛下因心至誠、尙給孝期。今乃醫藥在御、延引旬日。神道難諭、抑有由焉。伏乞忍曾閑之小孝以社稷爲重任。仍除凶服以充神祇。

(三) 類聚三代格 卷一

太政官符

禁出雲國造託神事多娶百姓女子爲妾事。

右被右大臣宣爾、奉勅、今聞承前國造兼帶神主、新任之日、卽棄嫡妻、仍多娶百姓女子、號爲神宮采

「神道」云ふ語の用例に就きて

「神道」^{ミタケ}云ふ語の用例に就きて

六

女、便娶爲妾、莫知限極。此是妄託神事、遂扇淫風、神道^{ミタケ}、益世豈其然乎。自今以後不得更然。若娶妾供神事不得已者、宜令國司注名密封、卜定一女不得多點。如違此制、隨事科處。筑前國宗像神主准此延曆十七年十月十一日

(三) 日本後紀 卷二十二

弘仁三年秋七月丁巳朔勅、頃者疫旱並行、生民未安、靜言于此、情切納隍。但神明之道轉禍爲福、庶憑祐助、除此災禍、宜走幣於天下名神。

(四) 類聚國史 第十一

弘仁七年七月子朔癸未十四日勅。風雨不時、田園被害、此則國宰不恭祭祀之所致也。今聞、今茲青苗滋茂、宜敬神道^{ミタケ}大致豐稔、庶俾嘉穀盈畝黎元殷富。宜仰畿內七道諸國、其官長清慎齋戒、奉幣名神、禱止風雨、莫致漏失。

(五) 類聚國史 第十一

天長五年八月寅朔丁丑四日祭北山神。其詞曰、天皇我詔旨止北山神爾申給倍止申久、去五月二十三日嶺谷崩潰天、京中水溢利、疑是常政有闕波、^{ムダ}加^{ムダ}爲當神道有妨波、因茲天、念所行志畏知懼見賜不。大神秦此意乎知食天、天下平久計惠給比、助給爾依天奈事無波可有支止、使從四位下高枝王、神祇少副正六位上大中臣朝臣儀守差使天、禮代乃幣平令捧寶而、獻出事乎申給止申。

(三) 吾妻鏡 卷二十五

承久三年閏十月廿九日 己酉日吉祐宜祝部成茂、今度依有叛逆與同之疑、雖招下關東、蒙免許歸洛畢。付伊賀次郎左衛門尉光宗、送賀札於右京兆○北條義時其狀今日到着鎌倉、且喜厚免、且而可祈武家遠長之旨載之云云。是爲筑後左衛門尉知重預之、囚人出社頭之後、起居舍愁緒、朝暮凝祈念、剩向七社方、詠一首歌。

ステハテズ、塵ニマジハル影ソハバ、神モ旅ネノ床ヤ霧ケキ。

下着于關東之翌日、入夜右京兆室夢想、猿一來于座傍、被付鐵鎖也、取室家髮纏左右手、太有忿怒之氣、覺之後、心神爲惘然、猶如夢。則以女房示合大官令禪門○大江廣元云云、殊驚駭而須被免成茂罪過歟。神道事可從神事、且今夜中可進發之由相觸成茂旨下知重之上、所送錢物等事也。

(第三) 廣汎に天道天理等を意味する場合

(七) 日本後紀 卷十三

大同元年五月甲子朔諱淳和上表曰。臣聞崇高者、天理忌其滿盈、卑下者神道祐其謙虛、古今之攸同、聖哲之違訓。臣諱疏潤天津、分景扶木、每以冲退爲心、悚懼爲念。今陛下龍德嗣興、鴻基紹構、萬物改旦、千齡配長、普天率土、沐浴恩波、凡厥臣子、孰不幸甚。唯臣之私情、宿懷降挹、事隨宜制、當在今辰。伏願陛下、納臣揆分之言、許捨親王之號、矜臣竭忠之志、垂同諸臣之姓。事君之道、無敢所隱、伏瀝中誠、實非外飭。无任懇疑之至、謹奉表以聞。有勅不許。

「神道」云ふ語の用例に就きて

(二) 繢日本後紀 卷十八

〔承和十五年○嘉祥元年〕六月○壬辰日○五勅曰、靈心演祝、○太宰府
子朝○奉休曆而必臻、神道效願、在至仁而斯感。是以遊蓮瑞質、表昌化於堯頃、戲藻奇姿、昇禎期於軒浦。朕嗣膺寶曆、恭纂瑞圖、道謝雁行、風慙雉飲、宵衣禹室、空慙納坑之心、旰食堯宮、未致可封之化。而今卿等表賀如斯、朕之垂虛、何以克任。況復神無常祐、惟德是依、瑞無常臻、因化呈象。故寶祚之慶在道不在神、天下之平、惟人惟瑞、但使內富驕虞之相、非求水伯之榮光、朝盈鴻漸之英、何用波臣之耀彩。卿等宜叶濟臣以助薰風、嘉祥之美情所未時。

斯の如く神道の語義竝に其用例が縦に三大別し得ます。

而して之と同時に私は自己一個の管見に據れば、更に横に之を左の八種に類別することが出来るに信じます。今前掲の引用文漢数字の番號を用ひに、私が他の研究の際蒐集せし材料の一部を加へてアラビア数字の番號を用ひ之を例示すれば、

(I) 神事の義

(一) 「日本書紀」用明天皇條

(二) 「同書」孝德天皇條

「同書」神代卷に「天兒屋命主神事之宗源也」とある「神事」と同義ならん。猶上掲二例の事は後文

(VIII)の條に更に一言すべし。

(II) 我神明之道の義

「續日本紀」 延暦元年七月庚戌條

「類聚三代格」 延暦十七年十月十一日官符

「日本後紀」 弘仁三年七月丁巳勅

「類聚國史」 弘仁七年七月癸未勅

「同 書」 天長五年八月丁丑祭文

「吾妻鏡」 承久三年閏十月廿九日條

「本朝文粹」 寛和二年七月二十日願文

前分類の（第二）と略ば同じきに似たる、爰には單に神祇にのみ關するものを指すのである。猶ほ(VIII)の部を御參看下さい。

(III) 汎々天道天理の義

「日本後紀」 大同元年五月甲子上表

「續日本後紀」 承和十五年六月壬辰勅

是は前分類の（第三）と全く同じ。

「神道」云ふ語の用例に就きて

(IV) 神身即ち生を神祇の世界に享くるの義

(1) 拾得錄

○上 寺内○支那天台山國清寺 山王僧常參奉、及下供養香燈等務、食物多被鳥所耗。忽一夜僧衆同夢、見山王云拾得打我瞑云、汝是神道○弘、守護伽藍、更受沙門參奉供養、何以食被鳥殘、今後不要僧參奉供養。至旦僧衆上堂、各說所夢、皆無一差。靈焰○知庫僧名亦然。喧喧未止、焰下供養、忽見山王身上而有杖痕所損、焰乃報衆、衆皆奔看、各云夜夢斯事、乃知拾得不是凡間之子。一寺紛々、具狀申州報縣。符下、賢士遜跡、菩薩化身、宜令號爲拾得賢士。自此後當使淨人直香火供養

(2) 觀山大師傳

○上 略 五年○仁春爲遂渡海願、向筑紫國、修諸功德。○中 又於賀春神宮寺、和上○澄最自講法華經、謝報神恩。是時豐前國田河郡司竝村邑刀禰等、錄瑞靈狀、奉上大師、適取固封、告弟子義師○義真言、自非滅後、不得披封。奉數固緘、滅後披兒。其文云、以本月十八日未時、紫雲光耀、自鹿春峯起、瓦蒼空、靄覆講法之庭、忽見瑞相、舉衆歎異、郡解如別。昔大師臨渡海時、路次寄宿田河郡賀春山下。夜夢梵僧來到、披衣呈身而見、左半身似人、右半身如石。對和上言、我是賀春、伏乞和上、幸沐大悲之願海、早救業道苦患、我當爲求法助晝夜守護。竟夜明日見彼山、右脅崩巖重沓、無有艸木、宛如夢半身。即便建法華院、講法華經、今呼賀春神宮院是也。開講以後、其山崩巖之地、漸生草木、年々滋茂、村邑翁婆、無

不嘆異。又託宣曰。海中急難、我必助守護、若欲知我助、以現光爲驗。因茲每急難時、有光相托、托宣有實、所求不虛。乃大師本願、始登山朝、終入滅夕、四恩之外、厚救神道[◎]、慈悲根力豈所不致哉。

(3) 弘法大師廿五條遺告

弘仁七年表請、紀伊國南山、特爲入定所^{○中略}。在公雖云萬事無違、春秋之間、必一往、看彼山裏。路邊有女神、曰丹生津姬、其社廻有十町許澤、若人到着、卽時傷害。方吾上登日、託巫祝曰、妾在神道、望成福久也、方今菩薩到此山、妾之幸也。弟子昔現人之時、食國皇命、給妾以萬許町、南限南海、北限日本河、東限大日本國、西限應神山谷也、冀獻永世表信仰。云云

(三) 「類聚國史」天長六年三月乙未條

「日本三代實錄」貞觀元年八月廿八日上表

(4) (五) 「續日本後紀」承和三年十一月朔勅

「扶桑略記」延久五年四月廿七日祭文

(4) 玉葉

建久四年正月四日壬申、此日被立十二社奉幣使^{○中略}。申刻大內記宗業內覽宣命草。其狀云祈神道佛界之由、載之。余^{○藤原兼寶}難云、於伊勢幣者、不載三寶字、依他事自然有件字、猶先例削除之。何況正稱佛界哉、若有先例歟如何。陳云^{○雅長}他社宣命無憚、於伊勢者、素可改之由所存也。

「神道」云ふ語の用例に就きて

此に謂ふ「道」は「六道」等の道と同義にて、佛教思想より出でたるものなれば、(4) 等の如く對立のもゝあれども、多くは(1)(2)(3)(三)の如く、神身を以て佛身より劣り且つ未だ苦痛より全脱せざる者と見做せる場合が多い。本來是は佛徒の私見故、彼等は先づ之を佛教の初入りせる支那固有の神、即ち道教等の鬼神に用ひ、終に我國の神祇に對しても、此思想を懷抱する者があるに至つたのである。其他傳教弘法の著書に「神道深祕」「佛法神道靈氣記」等と稱するものあるも、後人の偽作なればこゝには採らない。

(V) 墳墓に關するもの

(5) 後漢書中山簡王傳（其薨去條）

○上 詔大爲脩塚塋、開神道。○下
略。

（註）墓前開道、建石柱以爲標、謂之神道。

(6) 唐書新語

開元中、集賢學士徐堅葬妻、問兆域之制於張說。曰、長安神龍之際有黃州僧弘道、通鬼神之意、而以人事參之。僕嘗聞其言、猶記其要。墓欲深而狹、深者取其幽、狹者取其固。平地之下一丈二尺爲土界、又一丈二尺爲水界、各有龍守之。土龍六年而一暴、水龍十二年而一暴、當其逐者、神道不安。故深二丈四尺之下、可以設窀穸。○中 玉潤而潔、能和百神、置之墓內以昭神道、僧弘之說如此。

(7) 事物紀原

古之葬有豐碑以定、秦漢以來死有功業、生有德政者、皆碑之、稍改用石、○古昔木用木、因總謂之碑。晉宋之世、始又有神道碑、天子皆諸侯皆有之、其刻文止曰某帝某官神道之碑。今世尚有宋文帝神道碑墨本也。其始申立之於葬兆之東南、地理家言以東南爲神道故以名碑。按後漢中山簡王薨、○中略上揭後漢書是則神道之名、在漢已有之也、晉宋之後易以碑刻。

(8) 木戸公允○孝 及び大久保公利○通 神道碑の類

(5) は墓前に開きたる道を指したもので、(6) の墓内にかかるものとは違ふ所はありますけれども、其共に墳塋に關するに至ては則ち同一であります。而して(7) に見ゆる如く神道碑は其始め唯其墓を知らする道標たるに過ぎざりしが、後には文豪をして、死者の功德を記述稱揚せしめ後昆に知らしめんとする様になつた。宋の蘇東坡の司馬光や富弼の神道碑文の如きは其好例であつて、(8) 我邦の木大二公碑の如きも亦然りであります。

(V) 宗教的神道

古の兩部神道、唯一神道、山王一實神道の類、及び今日宗教局の管轄に屬する神道十三派、大社教、扶桑教、大成教、黒住教、修成教、神習教、神理教、禊教、御嶽教、實行教、金光教、神道本局、天理教等即ち是である。

今一々之を記さば事煩しく且つ世の熟知する所なれば此には其の例を擧げず。

「神道」云ふ語の用例に就きて

(VII) 不可思議の靈道

(9) 易

觀天之神道而四時不忒、聖人以神道設教、而天下服矣。

陰陽不測謂之神。周易大傳

大而化之、之謂聖、聖而不可知之、之謂神。孟子

人道や常識に重きを置く儒教すら、「神道」の語を不可知的靈道の意味に用ゐしことありしは既に斯の如くである。彼の神仙道に流れし道教の之を高唱したるは言ふまでもなきことであつて、終に佛教にすら斯語を使用するに至つた。宋の杭州僧契嵩〔仁宗明教大師の號を與ふ〕の著に見ゆるもの即ち其一例であります。

(10) 輔教編

佛以神道設教、感其内。

又近來(一)用明紀(二)孝德紀——此註文を「日本紀私記」の攬入として削り去り——に見る「神道」を道教の意味に解せんとする新説がある。成る程現行の「書紀」の註には「私記」の文の攬入と覺ばしきもの所々に見え、且つ敏達紀六年冬十一月庚午朔條に百濟國王兜禁師〔△△〕を獻せし事を記し、其上奈良朝以前既に仙人譚や、修驗道の祖役小角等の出しことあれば、私は彼此對照して此新説は十分研究に値するものであると信するも、(一)(二)に見ゆる神道は矢張り舊説の如く我固有の神事ならんと考へます。蓋し敏達紀

に「天皇不信佛法愛文史」とある文史は輸入既に久しく、當時相當の愛好者を有したるは儒教の義なるべきに、道教は紀錄と事實の兩面より推測するも、皆用明天皇の御時に佛教と對立する程の勢力及び流行ありしものとは到底思はれぬからであります。

(VIII) 所謂王道神道即ち我（先）王道（皇）國道の意味

私は平素歴史の上から又實際の側からも、我國に於ては敬神・尊王・愛國は三位一體三者合一なるを看、又後來もしかあらざるべからざるを固く信するものである。就中敬神は其基點であり、且つ頭首であります。

而して私が特に興起顯彰せしめんと欲するは此廣き遠き意味の所謂（我古）神道即ち又（先）王道とも（皇）國道とも稱すべきであります。恐れ多くも

明治天皇陛下の下し給ひし教育勅語に

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一一ニセシコトヲ庶幾フ

と仰せられし斯道を指すのであります。又中庸にも「道也者不可須臾離也、可離非道也」とある。但し

(二) 日本書紀大化三年四月壬午詔の本文中、「惟神我子應治、故寄」の句は、天祖の天壤無窮の御神勅が最古最簡の形をとるものなるを私は確信するも「惟神者謂隨神道亦自有神道也」の注文に至つては則ち、

本居平田兩大人等の「まさしく皇國の道を廣くさしていへる始なりける」○古事記傳等とある御説には未だ心服する事が出来ない。否な却て其意味の不徹底と他の傍例より推測して私も亦河村秀根翁等と同じく是れ後人の加へし所、恐らくは私記の攬入ならんと疑ふ者であります。又其他の議論に於ても必ずしも私は一々先賢の歩武を踏襲するものにあらざるも、歸着點に至つては林羅山や熊澤蕃山や、水戸派の諸君子や、特に復古神道を唱へられたる國學の先賢と略ば揆を一にするものがあります。

前にも言ひし如く、斯「神道」即ち我國民的固有の精神は建國以來これある廣遠のものであつて、單に神事祭祀のみならず政治、軍事、倫理、宗教、哲學、文學、科學、美術、工藝、其他百般の諸分子を包含して之に一定の特色を與へ、且つ之を一定の方向に動かす大原動力であります。而して是は單に是等の事物の無意味なる堆積や物理的の混淆にあらずして、其間互に親和あり化合あり、否な更に進んで是等を分子とし、細胞とし、手足皮膚とし、骨肉内臓等とし、我神道てふ一個の活潑々地たる有機體を構成し益々進歩發達しつゝあるのであります。即ち是等個々別々の器械的總計以外に（全體として）大威力がありますのである。換言すれば我國に於ては祭祀政治軍事哲學宗教藝術等百般の事皆資源と動力と方向とを我神道に仰ぎて皆偉大なる發達をなし、若しくはなしつゝあるのである。然れども其個々を取り若くは盡く之を枚舉しても、是即ち神道それ自身なりと謂ふことは不可にして寧ろ神道の一分一端なりとするが妥當であると思ふ。何となれば私は何も辯を好んで堅白同異の體に倣ふものにあらざるも、我等の所謂神道は是等

一個の道以外に更に多くの他道を含み、且つ全體としてそのいづれにも見得べからざる特異の偉大があるからであります。之を卑近の例にされば、山は通例巖石土壤草木等より成るも、其一巖一石一塊一草一本は山にあらず、又山は彼等の作用の總計以外に、その山自身として大なる作用を有し、氣候風雨等種々の方面に大なる影響を與ふると同じいことであります。其他近時のデパートメントストア店の如きも亦單に種々の貨物小賣店の集合以外に、更にそれ自身として大なる効をなし設備優良來客に非常の便利を供して居る。かかる鑛植物の器械的積聚や、個人の一時的陳列すら猶ほ斯の通りであります。然らば我廣遠絶大の國家的神道に於ては其包含する分子の其部分的に各々有力なる以外に、全體として更に一層偉大なるものがあるは論を待たぬことであります。約言すれば我神道はこれ等百般の分子を盡く包羅し、而かも之に超越します。

又徳川時代の儒者や佛徒間に、我古書に彼等の經典めくものなきを見て往々我國には本來神道なかりしとし、若くは之を疑ひ。又近時の外人中にも其内容の空虚なるを論するものなきにあらざるも、是は深く思はざるの致す所に外ならぬ。支那の先哲も「天何をか言はん四時行はれ百物生ず」と云ひし通り、我國の往古に於ては、建國以來歴代の神祖皇宗の下に我等祖先の間に於て斯神道は平素實行され、且つ未だ之にまぎらはしき儒道や佛教の輸入がなかつたから、別に特に之を標し且つ説くの必要がなかつたのでありました。然れども其實在せし事は古史を見れば歴代の御皇室や我等の祖先の御言行に、其遺跡の彰々

たるものが渺からざるによりても明白であります。且つ世界に比類なき萬世一系我皇室は他と異なりて、今日まで御姓なきが如く、——支那の古史には自己の國にひき、らべて之を信する能はざりしと見え蛇足にも我皇室の御姓を「阿毎」^(○ああ)と記すに至ては滑稽の至りである。——宗教的分子に於て最も之に似たる佛教の輸入までは「神道」の語すらなかりしは、又以て其當時まで全國に斯道行はれ、他と區別する必要なかりし事が反照さるゝのである。私は是等の點に於て唐の韓愈が後世佛道二教の流行し彼國固有の先王之道の明ならざるを慨して作れる「原道」の一篇を回想するを禁することが出來ない。而して我皇室の漸く衰へ且つ外教の輸入あるに及んで、之と區別するの必要を生じ、此に始めて漢字「神道」^(○)に對しては、餘り其實質高大なる我先王の斯大道に強て此名を附したのである。蓋し他に適當の漢字を見出しが能はぬから已むを得ずしか名けたものであります。彼「論語」の「大哉堯之爲君也、巍々乎、唯天爲大、唯堯則之、薄々乎民無能名、巍々乎、其有成功、煥乎其有文章」や、「老子」の「大道廢而有仁義」や、「真一經決」の「天道者不可强名也、强名曰大、强字曰道」といふの類、移して以て我神道に適用すべきである。

斯の如く我「神道」は常住不變の眞理の大海上の如く多方面に亘り偉大の素質勢力を有するも、鹽味が海水の大特質たる如く、神道は特に簡易單純及眞率清淨^(○内外、○○○○○)崇高雄健更に約言すれば正直即ち至誠を其最特色と致します。——儒教が仁義、佛教が慈悲、耶教が愛を主とする如く。——此事に關しては、私は既に本紀要第一號より第三號に亘り掲げましたる所の、「三社託宣に就きて」を説ける篇中、之に論及せ

しものがあるから御參看を願ひたい、且つ又此に之を補説するは長きに亘るを恐れ、他日に譲り、今は單に支那に於ては、孟子に或は「是故、誠者天之道也、思誠者人之道也、至誠而不動未之有也、不誠未有能動者也」と曰ひ、或は「萬物皆備於我矣、反身而誠樂莫大焉」と語り、又柳（子厚）文には「聰明正直謂之神」と記し、韓（退之）詩は「臣聞神道尚清淨」と歌ひ、其他杜甫も亦諸葛孔明の廟に詣し「古柏行」を作り「扶持自是神明力、正直元因造化功」と吟じたる事等あるを附記するに止めませう。而して「至誠而不動未之有也」の語は、吉田松陰先生の平素題目として提唱措かれざりしものであるのに、王政復古の大事業が其松下村塾に出入せし偉人等の力に負ふこと尠からざりしは、又以て此語の影響大なりしを見るに足りませう。又支那に於て天然の山川を祭り若くは祖先の人鬼を天神地祇に配し、猶太に於てはイスライル人が他人種の奉せしヤヴィー神と契約を結び、人々が此一神のみを尊崇する代りに、此神も亦此選民のみを保護すとする思想等と異なりて、我正しき神祇は我が皇室の御祖先か、若くは我等の有功有徳なる祖先か同胞かである故に切ても切れぬ親密の關係を有して居ります隨て彼等外國に在りては或は「神人雜蹂不可方物」とか、或は「敬鬼神而遠之」とか、手を敵國人に藉て不信の猶太人を膺懲せし等と全然異なりて、我國難の際は、神功皇后の御三韓御討伐の際にも、亦後宇多天皇の元寇御防禦の時にも皆神明加勢し給へりとせられて居る、即ち我國に於ては他と反して「敬鬼神而近之」べきものであります。是れ即ち祭政一致、王道即神道にして、清の名臣曾國藩の「王道治明、^二神道治幽」と場合を異にして居るものがある。

最後に私は眞率單純を貴ぶ我最古の國民的神精神即ち神道の下に、精密と複雑に趨く最近の智識即ち科學を有つ事は、我國民特に軍人にとりて最も必要の事と思ふ。蓋し複雑のものは平時便利なるがやうでも脆弱にして破損し易く、有事の日、却て用をなさる如き場合なきにしもあらずあります。之に反し單純のものは堅牢である、故に銃機の如きも出来るだけ堅牢簡單のものが要求されて居る。是を以て軍人にして至誠を以て最近の武器をされば悠然として嚮ふ所敵なく、文士にして至誠てふ單純の心を以て最近の學術を究むれば綽々として多々益々辨することでありませう。然るを徒らに風を逐ひ影を捉ひ、精神を種々の方面に耗盡し弄殺し、或は所謂中正を失せる高遠の空想を逞し、或は事を處するに譎詐百端ならば、「我生有涯知無涯」終に應接に違あらずして多岐亡羊、神經を過敏にし、身體を羸弱にし、狂せすんば則死するに終らんばかりでありませう。是點に於ても私は向後益々我古神道の必要を認識致しますのである。又上陳の如く斯神道即ち我先王の道は後王○荀子の語を用ひの御聖德○○世臣民の努力により益々進歩發達し、加之外國の文物土地人民等の攝取同化により愈々其大を加ふべく、「道雖舊道、功德日惟新」に簡易眞率清淨正直崇高優美勇壯進取樂天等、小は個人の修身より大は治國平天下に及び——大學にも、格物、致知、誠意、正心、修身、齊家、治國平天下と順を逐ひ説きてある。——たゞに我國のみならず廣く世界に施して永遠に悖らざる活神道であると私は信じます。(完)

但前陳の通、此文の後半即ち八種の分類等は全く私一個愚見に止まりますからこれにより累を當會に及ぼさるん事を切に冀望致します。